

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	11-05-01		戦略プラン	<input checked="" type="radio"/> 協働 <input type="radio"/> 業務 <input type="radio"/> 財務 <input type="radio"/> 人事				
事務事業名	細街路拡幅整備事業（助成）		部課名	防災都市づくり部建築指導課		課長名	中山	
			担当者名	宇野		内線	2844	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-01-02	細街路拡幅整備助成費						
	01-01-03	細街路拡幅整備事務費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input checked="" type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成		59年度	根拠	建築基準法、東京都建築安全条例			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無		年度	法令等	荒川区細街路拡幅整備要綱			
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	IV 環境先進都市						
	政策	08 良好で快適な生活環境の形成						
	施策	03 快適な生活道路の整備						
目的	建築物の新築や建替え等を行う際に、建築主及び土地所有者の協力を得て細街路のみなし道路部分を拡幅整備することにより、幅員4mの道路空間を確保して、防災性の向上及び住環境の改善を図る。							
対象者等	細街路に面した敷地で、建築物の新築や建替え等を行う建築主、拡幅可能な土地所有者。ただし、市街地整備指導要綱、住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例に該当するものは除く。							
内容	建築基準法第42条第2項に規定する幅員4m未満の道路（細街路）に面した敷地に、建築物の新築や建替え等を行う際に、建築主及び土地所有者の協力を得て、既存道路の中心から2mの位置を道路境界線とみなし、みなし道路部分（後退部分）を区が拡幅整備し、側溝の設置や路面の舗装を行う。平成30年3月末現在、細街路延長23.2Km（両面）のうち、9.6Km拡幅整備済（整備率42.9%）。 <ol style="list-style-type: none"> 区による細街路拡幅整備工事 助成金の交付（宅地建物取引業者等は除く） <ul style="list-style-type: none"> 後退用地の除却・整地 @30,000/m² ブロック塀・擁壁の移設 @10,000/m すみ切り用地の整地 @60,000/ヶ所 後退用地にかかる固定資産税等の非課税申告手続きの代行（宅地建物取引業者等は除く） <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度は「一般社団法人 荒川区建築設計事務所協会」に@39,960/件で業務委託 							
経過	昭和59年 荒川区細街路拡幅整備要綱施行 昭和60年 荒川区細街路拡幅整備に伴う助成金交付要綱施行 平成2年 荒川区細街路拡幅整備要綱を一部改正し、助成金の交付を包含するとともに、荒川区細街路拡幅整備に伴う助成金交付要綱を廃止 平成20、21年 指定道路図及び指定道路調書作成委託 平成29年 荒川区まちづくり情報配信用データ整備及び補正更新業務委託により細街路等の道路の位置・種別を明示した指定道路図の情報配信に向けた準備 平成30年 指定道路図をホームページにて情報配信							
必要性	建築基準法は昭和25年に施行したが、道路中心から2m後退した部分の整備がされない実情であった。本事業により建築主や土地所有者の理解と協力のもと、細街路拡幅整備が着実に進捗しており、必要不可欠である。密集地域の防災性の向上及び住環境の改善に寄与しているため必要性は高い。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 一部委託） （直営の場合 <input type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員） 建築確認等の事前相談時に細街路拡幅事業の説明を行う。建築主等の承諾を得たものは、建築工事完了にあわせて細街路拡幅整備工事を実施し、助成金の交付、非課税申告の手続きの代行を行う。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	後退用地整備率(%)	40	41	42	43	51	整備延長/整備対象道路延長両側
	②	公共施設後退整備率(%)	80	81	81	82	85	整備延長/整備対象道路延長
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度		31年度						
重点的に推進		重点的に推進		密集地域の防災性の向上及び住環境の改善のため重要である。				

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		32,125	40,887	32,217	33,852	34,117	40,750	34,079
決算額 (30年度は見込み)		29,849	38,266	30,881	30,684	30,498	30,158	34,079
実績の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名 (30年度は見込み)								
整備件数 (件)		213	238	234	233	230	231	233
整備延長 (m)		2,137	2,507	2,313	2,317	2360	2238	2326
整備面積 (m ²)		1,301	1,514	1,379	1,400	1438	1227	1406
すみ切り整備 (ヶ所)		28	36	32	28	20	21	33
予算・決算の内訳								
平成28年度 (決算)			平成29年度 (決算)			平成30年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
負担金補助等	後退用地整備等助成	23,229	負担金補助等	後退用地整備等助成	16,524	負担金補助等	後退用地整備等助成	25,190
需用費	消耗品費、印刷製本費	1,016	需用費	消耗品費、印刷製本費	974	需用費	消耗品費、印刷製本費	1,221
委託料	後退用地非課税申告用資料作成委託	3,251	委託料	後退用地非課税申告用資料作成委託	2,957	委託料	後退用地非課税申告用資料作成委託	4,681
委託料	指定道路図及び指定道路調査等更新業務委託	3,002	委託料	統合型GIS保守管理・更新業務委託	9,703	委託料	統合型GIS保守管理・更新業務委託	2,987
			委託料					

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額	
行政費用	給与関係費	22,664	21,978	▲ 686	地方税	0	0	0
	物件費	7,269	13,634	6,365	国庫支出金	6,500	8,898	2,398
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	23,229	16,524	▲ 6,705	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	6,500	8,898	2,398
	賞与・退職給与引当金繰入額	1,207	1,120	▲ 87	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 47,869	▲ 44,358	3,511
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	54,369	53,256	▲ 1,113	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 47,869	▲ 44,358	3,511
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 47,869	▲ 44,358	3,511	

備考 29年度については、物件費が統合型GIS保守管理・更新業務等の委託経費増(6,701千円)に伴い増加した。また、補助費等は細街路後退用地整備等助成の実績減(6,705千円)に伴い減少した。

問題点・課題 ○細街路拡幅整備に対する法的強制力がないため、建築主や土地所有者の理解と協力が不可欠である。
○既存公共施設での後退整備が遅れている。対象施設は146施設あり、道路延長5,960mのうち4,826mが整備済である。(整備率81.6%、111施設整備済)

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	細街路拡幅整備の可能な駐車場や空地があれば、土地所有者に細街路拡幅整備事業の趣旨を説明し協力を得て、拡幅整備を進める。	細街路拡幅整備の可能な駐車場や空地があれば、土地所有者に細街路拡幅整備事業の趣旨を説明し協力を得て、拡幅整備を進めた。	細街路拡幅整備の可能な駐車場や空地があれば、土地所有者に細街路拡幅整備事業の趣旨を説明し協力を得て、拡幅整備を進める。
②	L型側溝ではなく縁石による整備した敷地は、建築主等に協力を得つつ、L型側溝による改修を推進する。	L型側溝ではなく縁石による整備した敷地は、建築主等に協力を得つつ、L型側溝による改修を推進した。	L型側溝ではなく縁石による整備した敷地は、建築主等に協力を得つつ、L型側溝による改修を推進する。
③	細街路拡幅整備が未整備の区有施設については、関連部署と協力し、建設・改修工事にとらわれず弾力的に拡幅整備をしていく。	細街路拡幅整備が未整備の区有施設については、関連部署と協力し、建設・改修工事にとらわれず弾力的に拡幅整備をした。	細街路拡幅整備が未整備の区有施設については、関連部署と協力し、建設・改修工事にとらわれず弾力的に拡幅整備をしていく。
他区の実況	(実施 20 区 未実施 2 区 不明 0 区) 23区実施率：91.3% (条例10区、要綱11区)		
議会議決(要旨)			

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	11-05-02	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	建築指導事務	部課名	防災都市づくり部建築指導課	課長名	中山			
		担当者名	佐久間	内線	2842			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-01-01	建築指導事務費						
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input checked="" type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成	41年度	根拠	建築基準法、都市計画法				
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画	<input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備					
	施策	01	快適な市街地環境への誘導					
目的	建築物の敷地、構造、設備及び用途等が法令に適合しているかどうかを審査、検査、指導をし、区内における建築物の安全性の確保と良好な住環境の維持保全を図る。							
対象者等	建築物の新築、増築、改築又は用途変更等を計画する者及び既存建築物の所有者等							
内容	<p>1 建築物の確認審査及び検査 建築物の確認申請が法令に適合しているかどうか、工事着手する前に審査をし、確認済証の交付を行う。また、特定工程到達時、工事完了時に建築主事の検査を行う。</p> <p>2 許可及び認定 建築基準関係法令に基づく許可及び認定、都市計画法53条に基づく許可を行う。</p> <p>3 違反建築物等の取締 建築基準法に基づき良好な住環境を守るため、違反建築物を未然に防止することを目的とした現場パトロール、是正に向けた指導や保安上危険な建築物等に対する措置を行う。</p> <p>4 各種調査及び証明 建築物の着工状況、建築物のうち老朽、増改築等により除却される建築物の状況を把握する建築動態統計調査を行う。また、租税特別措置法に基づく住宅用家屋証明書や道路位置指定図の証明等の交付を行う。</p>							
経過	<p>平成14年7月12日 建築基準法による形態規制等改正（形態制限の選択肢の拡充、地区計画制度の見直し）</p> <p>平成15年7月25日 法52条8項による住宅系建築物の容積率割増迅速区域指定（同8月1日施行）</p> <p>平成15年8月20日 東京都建築安全条例7条の3による区域指定の告示（383.5ha）</p> <p>平成15年～16年 新たな防火規制（耐火性能の強化）・改正日影規制条例（測定面の変更等）の施行</p> <p>平成19年6月20日 改正建築基準法の施行（建築確認・検査の厳格化、指定機関の業務適正化等）</p> <p>平成20年～26年 地区計画区域内の制限条例（H20:南千住1・荒川1丁目地区）（H22:荒川5.6丁目地区）（H24:荒川2.4.7丁目地区）（H24:町屋2.3.4丁目地区）（H26:尾久中央地区）</p> <p>平成21年2月27日 東京都建築安全条例7条の3による区域指定の告示（1.6ha）（同4月1日施行）</p> <p>平成22年9月1日 円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書（荒川区）の策定</p> <p>平成26年6月4日 建築基準法の改正（木材利用の規制緩和等）</p> <p>平成29年4月3日 建築計画概要書等の写しの証明書の交付</p>							
必要性	地方自治体としての基本的な事務である。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 直営）（直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input checked="" type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度 見込み		目標値 (38年度)
	①	完了検査実施率（%）	96.1	95	90	95	100	検査済証交付件数/工事完了件数 (30年3月31日現在)
	②							
③								
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度		31年度						
継続		継続 建築基準法には、国民の生命・健康・財産を守るため、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低基準が定められている。						

予算・決算額等の推移	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額	4,677	3,915	3,503	3,998	3,167	2,824	3,322
決算額 (30年度は見込み)	2,561	3,007	2,710	2,814	2,254	2,600	3,322
実績の推移	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事項名 (30年度は見込み)							
建築確認申請数(区)	118	99	80	75	54	75	54
建築確認申請数(民間確認機関)	497	565	477	544	538	544	538
違反等件数	84	61	69	64	58	64	58
証明発行件数	2,428	2,276	2525	2557	2459	4553	8427

予算・決算の内訳							
平成28年度(決算)			平成29年度(決算)			平成30年度(予算)	
節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項	金額(千円)	節	主な事項
需用費	消耗品購入(図書等)	295	需用費	消耗品購入(図書等)	313	需用費	消耗品購入(図書等)
役務費	特定行政庁団体賠償責任保険料	58	役務費	特定行政庁団体賠償責任保険料	109	役務費	特定行政庁団体賠償責任保険料
委託料	特殊建築物定期調査報告業務委託等	1,804	委託料	特定建築物定期調査報告業務委託等	1,757	委託料	特定建築物定期調査報告業務委託等
使用料等	建築行政共用データベースシステム利用料	97	使用料等	建築行政共用データベースシステム利用料	97	使用料等	建築行政共用データベースシステム利用料
			備品購入費	証明書発行用契印機	324		

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目		
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額
行政費用	給与関係費	115,582	104,446	▲ 11,136	地方税	0	0
	物件費	2,196	2,491	295	国庫支出金	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	44	44
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0
	補助費等	58	109	51	使用料及び手数料	1,662	2,369
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	1,706	2,413
	賞与・退職給与引当金繰入額	6,156	5,324	▲ 832	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 122,286	▲ 109,957
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0
	行政費用合計(b)	123,992	112,370	▲ 11,622	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 122,286	▲ 109,957
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 122,286	▲ 109,957

備考 29年度については、証明書発行用契印機を購入(324千円)したため物件費が増加した。

問題点・課題 1 平成14年7月に建築基準法の集団規定が改正され、土地の有効高度利用の要請への対応や市街地環境の確保等を勘案しつつ、容積率制限、日影制限等の見直しを実施した。また、平成20年から地域特性に応じて用途制限等を強化できる地区計画制度を活用し、良好な都市環境の形成に資する取組みを推進してきた。今後も、多種多様な課題に的確に対応できるよう、建築物の制限について継続的に調査・研究していく必要がある。
2 建築基準法の一部を改正する法律案が平成30年3月6日に閣議決定され、今年度の成立を目指す動きとなっている。また、これらに伴い、東京都建築安全条例の改正も予定されており、同条例7条の3による区域規制の考え方や接道規制の強化、手数料改正など、都や他区との調整が課題となっている。

問題点・課題の改善策			
	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	法令等の改正の機会を捉え、引き続き調査・研究を継続するとともに、必要に応じて見直しに向けた提案、検討を行う。	法令の改正に関する会議へ参画し、区の課題及び実情について法制部局と意見交換を行った。	建築基準関係法令等の改正情報について、早期の情報収集に努め、関連部署との連携を図りつつ、調査・研究・提案を継続する。
②	指定確認検査機関処理物件の点検等を継続するとともに、業務の適正化、迅速化に向けた方策について継続検討する。	提出された指定確認検査機関処理物件の報告書を全件点検し、不備事項について改善を求めた。1機関に対し立入検査を実施した。	指定確認検査機関処理物件の点検等を継続するとともに、業務の適正化、迅速化に向けた方策について継続検討する。
③	研修等を活用し職員の処理能力の向上を図るとともに、体制整備等について継続検討する。	建築士資格取得ガイダンスや建築士育成技術講習会、講演会、見学会等を実施し、処理能力の向上を図った。	建築物等の事故に対する処理時間の短縮や専門知識の継承の仕方などを研究し、体制整備等について継続検討する。
他区の実況	(実施) 22 区	未実施) 0 区	不明) 0 区)
議(要旨)会(質)問(状)状			

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	11-05-03	戦略プラン	<input checked="" type="radio"/> 協働	<input type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事	
事務事業名	応急危険度判定員制度	部課名	防災都市づくり部建築指導課	課長名	中山		
		担当者名	伊藤	内線	2847		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）	01-02-01	応急危険度判定費					
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業		
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成	7年度	根拠	東京都被災建築物応急危険度判定要綱			
終期設定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	年度	法令等	荒川区被災建築物応急危険度判定要綱			
実施基準	<input type="radio"/> 法令基準内 <input checked="" type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input type="radio"/> 計画 <input checked="" type="radio"/> 非計画			
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市				
	政策	11	防災・防犯のまちづくり				
	施策	01	災害時における体制の強化				
目的	震災により被災した区内建築物の使用の可否をいち早く判定し、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、区民の安全を確保することを目的とする。						
対象者等	震災により被災した区内建築物						
内容	<p>震災発生時、応急危険度判定員が区内被災建築物等の被害状況を調査し、余震等による倒壊、部材の落下等の危険性の有無・程度を判定し、建築物に表示し、二次災害の防止、区民の安全の確保を図る。</p> <p>1 東京都被災建築物応急危険度判定員（以下、「判定員」という。） 建築士法に定める建築士で、東京都主催の講習を受講し、東京都防災ボランティアとして登録された者（区在住または在勤の判定員214名 うち、区職員46名）</p> <p>2 荒川区被災建築物応急危険度判定員会（以下、「区判定員会」という。） 区在住または在勤の判定員により組織され、応急危険度判定を実施する会（会員69名）</p> <p>3 被災建築物応急危険度判定実施本部 区災害対策本部内に建築指導課長を「本部長」として設置し、判定結果を取りまとめる</p> <p>※区の被災状況が著しく、自力での判定活動が困難な場合、東京都に支援を求める ※判定員数等は、平成30年3月現在</p>						
経過	<p>平成13～29年度 年1回区判定委員会を実施</p> <p>平成15、16年度 東京都の模擬判定実施訓練に参加</p> <p>平成16年10月 新潟県中越地震において判定員として区職員派遣（1名）</p> <p>平成19年 7月 新潟県中越沖地震において判定員として区職員派遣（1名）</p> <p>平成28年 4月 熊本県地震において判定員として区職員派遣（2名）</p>						
必要性	震災時、被災した建築物が余震により生じる倒壊等の二次災害から区民の安全を確保するため、本制度の必要性は非常に高い。実施体制及び判定技術の向上を図り、震災時、迅速かつ確実に応急危険度判定を実施するため、本制度は必要不可欠である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		27年度	28年度	29年度	30年度見込み	目標値(38年度)	
	① 区判定員会会員数(名)	71	74	69	73	90	最終目標100名
	②						
③							
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
30年度	31年度						
継続	継続	マグニチュード7.0クラスの運動型大規模地震の切迫性が叫ばれる今、余震時の二次災害を防止し、区民の安全を確保を図るため、引き続き継続して取り組む必要がある。					

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		32	32	31	31	31	31	31
決算額 (30年度は見込み)		4	4	4	4	4	4	31
実績の推移	事項名 (30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
	区判定員会総会出席者	25	23	23	24	24	26	40
予算・決算の内訳								
平成28年度 (決算)			平成29年度 (決算)			平成30年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)
需用費	判定員総会賄	4	需用費	判定員総会賄	4	報償費	判定員総会講師謝礼	26
						需用費	判定員総会賄	5

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目			行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額		28年度	29年度	差額	
行政費用	給与関係費	2,765	3,016	251	地方税	0	0	0
	物件費	4	4	0	国庫支出金	0	0	0
	維持補修費	0	0	0	都支出金	0	0	0
	扶助費	0	0	0	分担金及び負担金	0	0	0
	補助費等	0	0	0	使用料及び手数料	0	0	0
	減価償却費	0	0	0	その他	0	0	0
	不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0	行政収入合計(a)	0	0	0
	賞与・退職給与引当金繰入額	147	154	7	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,916	▲ 3,174	▲ 258
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)	2,916	3,174	258	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 2,916	▲ 3,174	▲ 258
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0	
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 2,916	▲ 3,174	▲ 258	

備考

29年度においては、給与関係経費及び賞与・退職給与引当金繰入額が増加した。

問題点・課題

- 震災時、迅速かつ確実な判定活動が実施できるよう模擬訓練等により、区判定員会の体制を強化すると共に、平常時から会員の応急危険度判定技術の向上を図る必要がある。
- 震災時、迅速かつ確実な判定活動が実施できるよう、判定に関する計画等を再検証する必要がある。
- 震災時、被災する建築物が広範囲に及ぶ可能性があり、区在住・在勤の判定員のみでは対応できない可能性があるため、他地域からの応援依頼及び受入体制を確立しておく必要がある。
- 転居・転勤により区判定員会から退会者がいる一方、新規入会者は少なく、また会員の高齢化も進んでいる。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	増加傾向にあるが、退会者も同人数程度いる現状のため、引き続き新規入会者等への勧誘を行っていく。	本年度は、退会者が多く新規加入者を上回り、その結果委員の減少となった。	新規判定員の入会者の増員を目指し、新規登録者以外への勧誘も行っていく。
②	電話及び電子メールによる訓練の回答率の更なるアップを目指す。また、継続的な簿議訓練により判定員の更なる技術向上を図る。	電話訓練は、昨年とほぼ変わることない回答率に対し、電子メールによる訓練の回答率が前年より約5%ほど下がる結果となった。	震災時、電話が通じにくい状況が続くと予想されるため今後も電子メールの訓練を活用し、回答率向上を図る。
③	判定員チーム編成の再確認をし、それに伴う各地区の機材等の不足を解消するよう計画を作成する。	資材の確認をし、不足分に関しては、補充済みである。今後も判定員の編成を確認しながら不足が無いようにする。	

他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議会議事録(要旨)	平成28年6月会議 応急危険度判定の実施体制の整備について

事務事業分析シート（平成30年度）

No1

事務事業コード	11-05-04	戦略プラン	<input type="radio"/> 協働	<input checked="" type="radio"/> 業務	<input type="radio"/> 財務	<input type="radio"/> 人事		
事務事業名	荒川区耐震改修促進計画の推進	部課名	防災都市づくり部建築指導課	課長名	中山			
		担当者名	栗山	内線	2845			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（30年度）								
事務事業の種類	<input type="radio"/> 新規事業（ <input type="radio"/> 30年度 <input type="radio"/> 29年度）		<input type="radio"/> 建設事業		<input type="radio"/> それ以外の継続事業			
開始年度	<input type="radio"/> 昭和 <input checked="" type="radio"/> 平成	20年度	根拠	建築物の耐震改修の促進に関する法律				
終期設定	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	32年度	法令等					
実施基準	<input checked="" type="radio"/> 法令基準内 <input type="radio"/> 都基準内 <input type="radio"/> 区独自基準		計画区分	<input checked="" type="radio"/> 計画 <input type="radio"/> 非計画				
行政評価事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	03	災害に強い街づくりの推進					
目的	区内の建築物の耐震化を促進することにより、都市の防災性を高め、震災から区民の生命及び財産を守ることを目的とする。							
対象者等	新耐震基準（昭和56年6月施行）以前に建てられた住宅、民間特定建築物（不特定多数の者が利用する建築物）、防災上重要な公共建築物、特定緊急輸送道路沿道建築物							
内容	1 対象区域	荒川区全域						
	2 計画の内容	<input type="radio"/> 耐震化の目標 ・住宅 → 95% ・民間特定建築物 → 100% ・防災上重要な公共建築物 → 100% ・特定緊急輸送道路沿道建築物 → 90% <input type="radio"/> 耐震化の取組み方針 <input type="radio"/> 耐震化にかかる総合的な施策の展開						
	3 計画の期間	都の耐震改修促進計画と合せ、平成20年度から平成32年度						
経過	平成20年 4月 「荒川区耐震改修促進計画」を策定 平成23年 4月 「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」施行 平成23年 5月 「耐震改修促進法」改正 平成26年 4月 「東京都耐震改修促進計画」改定 平成27年12月 「荒川区耐震改修促進計画」改定素案を庁議等の決定を受け、建設環境委員会に報告 平成27年12月 「荒川区耐震改修促進計画」改定素案パブコメ実施 平成28年 2月 パブコメを受けて「荒川区耐震改修促進計画」改定案を作成 平成28年 3月 「荒川区耐震改修促進計画」を改定							
必要性	国、都の耐震関連補助金は、平成20年度より本計画に位置付けられたものが対象とされている。財源を確保し、荒川区における耐震改修を円滑に促進するためにも本計画が必要である。							
実施方法	（ <input type="radio"/> 1直営 <input type="radio"/> ） （直営の場合 <input checked="" type="radio"/> 常勤 <input type="radio"/> 非常勤 <input type="radio"/> 臨時職員）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			27年度	28年度	29年度	30年度見込み		目標値(38年度)
	①	住宅の耐震化率（%）	83	84	85	86	95	耐震性のある住宅戸数/全体住宅戸数 32年度目標95%
	②	民間特定建築物の耐震化率（%）	95	96	97	98	100	32年度目標100%
③	防災上重要な公共建築物の耐震化率（%）	100	100	100	100	100	32年度目標100%	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
30年度		31年度						
重点的に推進	重点的に推進	区内の建築物の耐震化を促進し防災性の向上を図るため、本促進計画の必要性は高い。						

予算・決算額等の推移		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算額		-	-	-	-	-	-	-
決算額 (30年度は見込み)		-	-	-	-	-	-	-
実績の推移	事項名 (30年度は見込み)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
予算・決算の内訳								
平成28年度 (決算)			平成29年度 (決算)			平成30年度 (予算)		
節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)	節	主な事項	金額 (千円)

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目				行政収入	勘定科目			
	28年度	29年度	差額	28年度		29年度	差額		
行政費用	給与関係費	3,225	3,450	225	地方税				
	物件費				国庫支出金				
	維持補修費				都支出金				
	扶助費				分担金及び負担金				
	補助費等				使用料及び手数料				
	減価償却費				その他				
	不納欠損・貸倒引当金繰入額				行政収入合計(a)	0	0	0	
	賞与・退職給与引当金繰入額	172	176	4	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 3,397	▲ 3,626	▲ 229	
	その他行政費用				金融収支差額(d)				
	行政費用合計(b)	3,397	3,626	229	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 3,397	▲ 3,626	▲ 229	
特別費用(g)				特別収入(f)					
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 3,397	▲ 3,626	▲ 229		

備考

29年度においては、給与関係費及び賞与・退職給与引当金繰入額が増加した。

問題点・課題

○改定した耐震改修促進計画で定めた目標の耐震化率を達成するためには、今後も普及啓発、相談体制の整備や情報提供の充実を図り、手厚い補助制度等を積極的に利用してもらい、建替え、耐震補強につなげていくことが課題となっている。

問題点・課題の改善策

	平成29年度に取り組む具体的な改善内容	平成29年度に実施した改善内容および評価	平成30年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	平成32年度の目標値達成に向けて、更なる普及啓発、相談体制の整備や情報提供の充実を図る。	平成32年度の目標値達成に向けて、更なる普及啓発、相談体制の整備や情報提供の充実に努めた。	平成32年度の目標値達成に向けて、更なる普及啓発、相談体制の整備や情報提供の充実を図る。
②			
③			
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)		
議会議決要旨			